

令和3年度第1回岸和田市建築審査会会議議事録

■と き 令和3年5月31日(月) 午後3時から午後4時10分まで

■と ころ 岸和田市役所 新館4階 第2委員会室

■出席委員

委 員	平田 陽子
委 員	服部 崇博
委 員	杉浦 恵美
委 員	藤田 和史
委 員	牧田 武一

■委嘱状交付報告 任期満了につき令和3年度4月5日より新たに2年間委嘱

■許可議案審議

建築基準法第43条第2項第二号許可 一括同意基準による許可の報告31件 (公開)
建築基準法第43条第2項第二号許可 個別案件(議案第1号)(諮問) (非公開)
建築基準法第48条第5項ただし書き許可 変更について (非公開)

■その他 配席 別紙のとおり
傍聴 0名

○開 会

事務局より、会議開催に当り、委員5人の出席を確認したので岸和田市建築審査会条例第5条第2項に規定する定足数を満たしており、令和3年度第1回岸和田市建築審査会が有効である事を報告。

会長、会長代理の互選に当り、委員より推薦なしのため、事務局より会長には平田委員、会長代理には服部委員を推薦し、承認される。

令和3年度第1回岸和田市建築審査会会議の議事録署名人として藤田委員及び牧田委員をそれぞれ指名。その後引き続き議案についての説明を行う。

- 建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可一括同意基準による許可の報告について事務局より報告の説明を行った。（資料 2 参照）

- 会 長) 報告番号 4 番については幅員が 4m 以上あり、後退は不要ということなので特に問題はないように思われる。報告番号 14 番は少し狭いため後退が必要ということで、縁石で整備をしたものが写真で示されていたが。
- 事務局) 写真では見づらいが、側溝の左側の縁石が後退線である。
- 会 長) 後退は少しだけで、20 c m 程度だろうか。
- 事務局) 縁石が 43 条後退線と側溝との間に入らないくらいの後退幅である。水路の側壁より少し内側が後退線となっている。
- 委 員) 写真の申請地奥で車が停まっている敷地も売り地のように見えるが、同じように許可が必要な土地か。
- 事務局) 将来的には建築されると思われる。今後許可申請が出てきた際には、同様の整備を求めることになる。この一帯は 3 宅地に分割しており、奥の敷地は事前協議がすでに提出されているが、まだ許可申請には至っていない。
- 会 長) 空地の向かいの草むらのような土地は今回無関係だと思うが、将来申請が出てきた際には後退が必要になるのか。
- 事務局) 建築計画があり申請がなされた際には同様に法 43 条 2 項第二号許可が必要となるため、後退整備も必要となる。
- 委 員) 写真手前の敷地東側の接する部分は側溝か。
- 事務局) 市の水路敷である。水路部分は現況空地の幅員分は暗渠になっており往来ができる状態である。将来、後退整備により全体の幅員が広がった際、道路管理者に水路部分も幅員を広げてもらえるかについては現時点ではわからない。水路敷の用地としての幅は 2.7m 程あり、実際の水路幅はもう少し狭い。
- 会 長) 今回の申請地では後退を行い、幅員を広げたということか。
- 事務局) そうである。
- 会 長) 他に意見はないか。意見がなければ、本報告については了承するものとして良いか。
- 各委員) 了。

審議の結果、建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可一括同意基準による許可に関する 31 件の報告は了承された。

- 建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可個別案件、議案第 1 号について

議案第 1 号の審議には、個人情報に関する事項が含まれているため、資料を含め公開図書より削除します。

● 建築基準法第 48 条第 5 項ただし書き許可変更について

建築基準法第 48 条第 5 項ただし書き許可変更についての審議には、公開することが
適当でない事項が含まれているため、資料を含め公開図書より削除します。

会 長) 以上で審査会を終了とする。

令和3年度第1回建築審査会配席

岸和田市役所 新館4階 第2委員会室

